

# いじめ防止基本方針

鹿屋市立大黒小学校

## 1 いじめ防止対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わないこと、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置しないようにすること、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止策のための対策を行う。

### (いじめの定義)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の基本姿勢)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその際は再発防止に努める。いじめに対して職員がとる基本姿勢は以下の通りである。

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア いじめの未然防止

全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 児童の学力に対する自信のなさや不安を取り除き、主体的に学習に参加できるようにするため、分かる授業、全ての児童が参加・活躍できる授業並びに学業指導の充実を図る。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、啓発活動や「いじめ問題を考える週間」等（4月、9月）の実施をする。
- 組織で対応していく職場の雰囲気作りを行うために、目的意識を持ち協力して組織的に働く関係を基盤に、互いに気楽に相談し・される、助ける・助けられる、励まし・励まされることのできる「信頼」を基盤とした関係づくりを行っていく。
- いじめ防止に資する活動を児童が主体的に行えるようにするため、保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図っていく。

#### イ いじめの早期発見のための措置

- いじめ並びにいじめが疑われる事案を早期に発見するために、アンケート調査や教育相談（悩み調査）等必要な措置を実施する。
- 保護者や地域住民からの情報が得られやすいように相談体制の整備を行う。

#### ウ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめ・いじめ防止に関する職員の認識並びに資質向上を図るために、年間計画にいじめ等に関する研修を位置づけて実施する。
- マイフレンド相談員，スクールカウンセラー，ソーシャルスキルワーカー，市教育委員会との連携を密に行うとともに研修会等での積極的な活用を図る。

#### エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ，インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように，必要な啓発活動として外部講師を招いた携帯電話やスマートホン等の講演会を実施する。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ア 学校におけるいじめ防止等対策のための組織

いじめ防止等を効果的に行うため、以下の機能を担う委員会を設置する。

#### 【心の教育推進委員会（年2回）・ひまわり会議（毎月）】

- 構成員 校長，教頭，生徒指導担当，各担任，養護教諭
  
- 活 動
  - ・ いじめ等を含めた問題行動，アンケート調査並びに教育相談に関する情報交換を行い対応等について話し合う。  
(内容については全職員で共通理解し共通実践していく。)
  - ・ いじめ問題を含めた生徒指導に関する研修を実施する。
  - ・ いじめ防止に関する啓発活動の在り方について話し合う

### イ いじめに関する措置（組織による対応）

- いじめに関わる相談及び疑われる事例があれば，速やかに事実確認を行う。
- いじめの事実を確認した場合は，いじめをやめさせるとともに，いじめを行った児童及びその保護者への指導・助言を継続的に行い再発防止に努める。
- いじめを受けた児童やその保護者との教育相談等を行いながら，心の中の傷を回復させるよう努める。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための環境面での措置が必要であると認められるときは，保護者と連携を図りながらその対応を図る。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないようにするため，委員会等で十分な事実確認と対応策を検討した後，必要な措置を講じていく。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び警察等と連携して対処する。

## (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，次のような対処を行う。

- 重大事案が発生した旨を市教育委員会へ速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 被害児童・保護者の心情を害する言動は，厳に慎み，寄り添いながら対応することを第一とし信頼関係を構築する。
- 児童や保護者の心の傷を取り除くための，スクールカウンセラー等関係機関と連携を図りながら対応していく。

#### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の内容を項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止に関する取組について
- いじめの早期発見に関する取組について
- いじめへの対応に関する取組について

#### (5) いじめ対策年間計画

月	内容	備考
4月	いじめ問題を考える週間の取組 <u>職員研修（いじめ防止方針・体制についての共通理解）</u> PTA総会（いじめ防止基本方針の保護者への説明） <u>いじめに関するアンケート</u>	
5月	ひまわり会議 悩み調査（アンケート） 教育相談	
6月	心の教育推進委員会 ひまわり会議 人権集会（仲間づくり） 職員研修（人権同和教育） 「学校楽しいーと」の実施と分析	
7月	ひまわり会議 職員研修（情報モラル、ネットいじめ等）	
8月	職員研修（特別支援教育） 職員研修（人権同和教育）	
9月	ひまわり会議 いじめ問題を考える週間の取組 <u>いじめに関するアンケート</u>	
10月	ひまわり会議	
11月	ひまわり会議 悩み調査（アンケート）教育相談 <u>心の教育推進委員会</u>	
12月	ひまわり会議 思いやりの心を育む人権教室 「学校楽しいーと」の実施と分析	
1月	ひまわり会議	
2月	ひまわり会議 悩み調査（アンケート）教育相談	
3月	ひまわり会議	

